

## 富田林市電子入札運用基準

### 1 趣旨及び適用範囲

#### (1) 趣旨

この基準は、本市が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、富田林市財務規則（昭和 39 年富田林市規則第 16 号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (2) 適用範囲

この基準は、あらかじめ本市が公告又は公表（以下「公告等」という。）する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託（以下「建設工事等」という。）のうち、電子入札で行うことに指定した発注案件について適用する。

### 2 用語の定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 富田林市電子入札システム

本市の発注する建設工事等に係る入札を執行するためにコンピューターとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務を処理するシステム（以下「システム」という。）をいう。

#### (2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する入札をいう。

#### (3) 紙入札

電子入札によらず、紙媒体を使用して執行する入札をいう。

#### (4) ICカード

財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）のコアシステム対応の電子認証局が発行した電子証明書

#### (5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書をいう。

### 3 電子入札による発注案件の取扱い

#### (1) 電子入札の対象

公告等において電子入札で行うことに指定した発注案件は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全てがシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

#### (2) 一般競争入札の公告

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期間の末日の前日か

ら起算して7日前までに公告するものとする。ただし、急を要する場合には、2日前までに短縮をすることができる。

公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格
- イ 入札の場所及び日時
- ウ 一般競争入札に付する事項
- エ 入札の効力に関する事項
- オ 契約条項を示す場所及び期間
- カ 入札保証金に関する事項
- キ 最低制限価格又は低入札調査基準価格を設けた時は、その旨
- ク 契約書作成の要否
- ケ 提出させるべき書類
- コ 契約が議会の議決を要するものである時は、その議決があった時に本契約が成立する旨
- サ その他入札について必要な事項

(3) 公告等における電子入札対象案件の明示

電子入札対象案件の公告等を行う場合は、その旨を明示する。

(4) 予定価格等の設定

予定価格（最低制限価格又は低入札調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格及び最低制限価格又は低入札調査基準価格）を記載した書面を作成し、封かんして開札場所に置くことに代えて、あらかじめシステムに登録するものとする。

#### 4 発注案件の設定等

(1) 各受付期間等の設定

- ア 入札等の受付は、あらかじめ設定した日をもってシステムによって締切ることとし、その後は入札等を受け付けない。
- イ 入札の受付を開始又は終了する日及び時間は、公告等の際に記載するものとする。
- ウ 受け付けされた入札を開札する日及び時間は、公告等の際に記載するものとする。

(2) 予定価格等の表記

システムにおいては、予定価格及び最低制限価格又は低入札調査基準価格は消費税及び地方消費税を含まない金額で表記する。

(3) 入札説明書等のファイル形式

システムに登録する入札説明書及び設計図書等の電子ファイルの形式は、入札参加者等により書き換えのできないように、原則として Adobe Acrobat で作成した PDF ファイルとする。

ただし、入札参加者が添付資料として提出できるようにする場合の電子ファイルの形式は、7(2)で規定した形式で作成したものとする。

(4) 公告等の日以降における発注案件登録情報の修正及び手順

公告等の日以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更を行うものとする。

ア 修正が必要な入札案件に参加できないよう、入札締切予定日時及び開札予定日時等の変更を行い、その旨を入札参加者等にシステム及び契約検査課ウェブサイトにより緊急連絡として通知する。

イ 修正を行った案件は、新規発注案件としてあらためて登録する。

## 5 入札説明書・発注案件内容に関する質疑回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札説明書に記載する方法によることとし、回答についてはシステムの質疑回答欄に提供するものとする。

なお、質疑内容に入札参加者を特定できる内容が含まれるときは、当該部分についての回答を行わないものとする。また、公にすべきでない個人情報等に関する記載があるときは、当該部分についての他の表現を用いるか、もしくは回答を行わないものとする。

## 6 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合は、システムにより情報を提供するものとする。

なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備については、異議を一切認めないものとする。

## 7 入札書等の提出

### (1) 入札参加資格の事前審査

開札前に行う入札参加資格の事前審査については、申請者が入力した情報を対象に、システムによる自動審査及び画面目視により審査するものとする。審査の結果、入札参加要件を満たしている場合は、条件付一般競争入札については入札参加資格確認通知を、指名競争入札等については指名通知をそれぞれシステムにより行う。又、入札参加資格要件を満たしていない場合は、条件付一般競争入札については入札参加資格がない旨を記載した入札参加資格確認通知を、指名競争入札等については非指名通知をそれぞれシステムにより行う。

### (2) 添付書類等の提出

入札書等の提出の際に求める添付書類等は、システムにより提出するものとする。入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は、次の表に掲げるものとする。

また、電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word97 以降のバージョンで保存
2	Microsoft Excel	Excel97 以降のバージョンで保存

3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat3 以降のバージョンで作成のもの)
		画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式、TIFF 形式)

注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は、使用しないこと。

### (3) ウィルス感染ファイルの取扱い

提出された電子ファイルにウィルス感染があった場合は、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

また、開札後にウィルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議するものとする。

## 8 開札

(1) 開札は、開札予定日時以降に複数の職員がシステムにより速やかに行う。

(2) 入札金額内訳書の確認

入札参加者全ての入札金額内訳書を確認するものとする。

(3) 落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ（システムによる電子くじ）により落札候補者を決定する。なお、電子くじの仕組みは次のとおりとする。

ア 入札参加者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒＝くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

イ くじ対象者の入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1. 2. 3. . . . .と到達番号を割り当てる。

ウ 次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者のアの数之和 / くじ対象者数

エ くじ対象業者数から「余り」を引き、この数値とイの到達番号が一致した者が落札候補者となる。ただし、審査の結果、落札候補者が失格となった場合は、次順位者以降の落札候補者については、失格となった落札候補者を除いて同様の計算を行い決定する。

(4) 入札の取りやめ

入札を取りやめる場合は、備考欄に取りやめ理由を記述して、入札状況登録を行う。

## 9 開札後の処理等について

(1) 入札状況の公開

開札後はあらかじめ定められた日時に入札状況の公開を行うものとする。

(2) 落札候補者に対する事後審査

落札候補者について、事後審査に必要な書類の提出を求め、入札参加資格について審査確認を行い、入札参加資格を有すると認めた落札候補者を落札者とする。

審査確認の結果、参加資格のないことが確認されたときは、当該落札候補者の入札を失格とし、次順位以降の落札候補者について順次入札参加資格の審査を行う。

なお、審査確認の結果、「失格」とされた者は審査日より1箇月間すべての入札に参加できないものとする。

10 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）

(1) 電子入札に使用できるＩＣカード

電子入札に参加できる者は、本市の有資格者名簿に登録されている者のうち、システムにＩＣカード登録（利用者登録）をしているものとする。

なお、ＩＣカードの名義は、次のいずれかであることとする。

ア 有資格者名簿に登録されている者の代表者（以下「代表者」という。）

イ 代表者から入札、見積及び契約に関する権限について、有資格者名簿の有効期間を通じた委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）がある時は当該受任者。

(2) ＩＣカードの登録審査

ＩＣカードの登録審査は次のとおり行う。

ア ＩＣカードの登録審査はシステムにより行う。

イ 入札参加者は1者あたり複数枚のＩＣカード登録を行うことができるものとする。

ウ ＩＣカードの登録審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

(3) ＩＣカードが失効した場合の取扱い

電子入札に参加することができるＩＣカードの名義人が、当該企業に属さないこととなったこと等の理由によりＩＣカードが失効したときは、当該ＩＣカードによる電子入札への参加を認めないものとする。

ただし、当該企業において登録している他の有効なＩＣカードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。

(4) 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

特定建設工事企業体（以下「特定JV」という。）として使用できるＩＣカードは、10(1)に規定する利用者登録をした代表構成員の会社に属するＩＣカードとする。

また、特定JVの行った入札にあっては、当該特定JVの協定書及び代表構成員が入札、見積りに関する権限を有する旨が記載された委任状を提出するものとする。

(5) ＩＣカード登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったＩＣカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

## 11 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。また、落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば落札を取消し契約締結を行わないものとし、契約締結後であれば契約解除の可否を検討する。

あわせて、富田林市入札等参加停止要綱に規定する措置要件に該当する場合は、参加停止措置を行う。

### < ICカードを不正に使用した場合の例示 >

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 名義人が変更となっているにもかかわらず、不正に変更前の名義人のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

## 12 システム障害時等の取扱い

### (1) 発注者側の障害の場合

発注者側にシステム上の障害等が発生し、障害の復旧の見込みがない場合は電子入札を中止して紙入札に変更するものとし、復旧の見込みがある場合は入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の延期により対応する。

### (2) 入札参加者側の障害の場合

入札参加者側のシステム上の障害等により電子入札に参加できない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。なお、そのような事態に備えるため、入札期間における早い時期での入札及び代替機器等の確保の検討を推奨するものとする。

入札参加者のすべてが電子入札に参加できない場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の延期により対応する。

### (3) 発注者及び入札参加者側以外の障害の場合

プロバイダ等の障害により入札参加者が電子入札に参加できない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。なお、そのような事態に備えるため、入札期間における早い時期での入札及び複数のプロバイダ・アクセス回線確保の検討を推奨するものとする。

### 附則

この運用基準は、平成23年1月1日から施行する。

### 附則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。